

1. 事業概要

事業名称『今こそ7**5**15（ナゴイコ）キャンペーン』

※名護市の75と市政51周年の数値をアレンジしたキャンペーン名称

目的：幅広い業種への影響が波及する観光関連事業者（宿泊事業者、体験事業者、観光施設事業者等）の新型コロナウイルスまん延からの事業早期回復を図る為、各事業者が連携し相乗効果の高い実施スキームを構築することで、市内経済回復の契機とする。

主宰：（公財）名護市観光協会

事業期間：令和3年10月1日（金）～令和4年3月31日（木）

※上記期間の内、実施期間は令和3年11月1日（月）～令和4年2月28日（月）

宿泊支援事業は令和4年2月28日チェックアウト分まで

※実施条件として、新型コロナウイルス感染状況に対し、行動制限緩和となった前提での事業開始を予定。状況により、期間の変更、短縮となる場合があります。

2. 事業詳細及び参画条件

●OTA連動宿泊事業者等応援事業（宿泊支援事業）

・OTA（オンライントラベルエージェント：インターネットのみで取引を行う旅行会社）と連携し、名護市内宿泊施設への専用割引助成商品の展開（販売：特集ページの設定）

・宿泊助成額は1人当たり5,000円の15,000名分

・宿泊対象者は県内外の利用者（名護市民も対象）

・利用者は専用商品を予約することで、割引適用後の宿泊料金にて宿泊

【利用者はPCR検査陰性証明（利用3日前から直前にかけて）の提示。又は、新型コロナウイルスワクチンを2回接種し、2回目の接種から出発日前日までに14日以上（アストラゼネカは15日以上）経過した上での証明の提示を必ず行うことが利用条件 ※PCR検査、ワクチン接種並びに各項目の証明に係る費用は利用者負担】

・宿泊施設はOTAから設定料金満額受領（但し、販売手数料分は差引）

・OTAは名護市観光協会に割引助成設定金額を請求

・宿泊対象期間：令和3年11月1日チェックイン分～

令和4年2月27日（令和4年2月28日チェックアウト分まで）

・宿泊商品対象事業者

① 名護市内の宿泊施設

（旅館業許可証取得事業者の内、旅館・ホテル業、簡易宿所営業の事業者が対象）

② 上記宿泊施設において「沖縄県感染防止対策認証制度」（認証ステッカー）を登録している施設

③ 利用者が泊まる部屋にトイレ、風呂が完備されている施設

④ 支援事業で展開するOTA（指定事業者）の施設加盟登録が前提（必須条件）

但し、宿泊対象事業者①～④の項目に該当しても以下の事業者及び個人事業主は除く

- 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）
第 2 条第 1 項第 4 号、第 5 号及び同条第 5 項に該当する営業を行うもの
- 2) 特定の宗教・政治団体と係る場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの
- 3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号
に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、
その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

・助成金額（下記 4 種の割引クーポンを設定）

- ① 5, 0 0 0 円（1 名以上利用）
- ② 1 0, 0 0 0 円（2 名以上利用）
- ③ 1 5, 0 0 0 円（3 名以上利用）
- ④ 2 0, 0 0 0 円（4 名以上利用）

・ 1 回の予約につき、1 種類のみでの割引クーポンの適用

・ 5 名以上での割引設定は無

・ 利用者は O T A サイトから上記割引分を差し引いた金額で精算（事前又は現地）

・ 助成金が上限に到達した場合、期間中であってもその時点で助成金適用は終了となります。

・ 感染拡大により、県（又は市）が外出や往來の自粛要請を行った場合及び外出の抑制の注意喚起を行った場合における該当地域及び期間においては事業を一時停止致します。

※期間中でも事業停止前に予約済の利用者は対象とする。

・宿泊商品の条件

- ① 県内外の利用者が名護市内の宿泊施設に 1 泊以上する商品
- ② 販売する宿泊商品に宿泊以外のサービスを組み込む場合、その施設、サービス提供事業者は、
宿泊施設だけでなく、各業界の新型コロナウイルス対応ガイドラインに従い、適切な感染防
止対策を取るとともに、「沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー（RICCA）」（シーサーステ
ッカー・R I C C A Q R コード付き）を取得している施設、事業者であることを確認し、
選定すること。
- ③ 宿泊価格は客単価税込 5, 0 0 1 円以上での設定とすること。
（子供の宿泊価格は宿泊施設に判断をゆだねるが、子供 1 人当たり 5, 0 0 0 円以下の場合
は助成対象外）

・助成の対象外となる宿泊商品

- ① 日帰り旅行商品
- ② 換金性の高い金券（QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や
店舗が独自に発行する商品券等）を組み込んだ宿泊商品
- ③ 元の宿泊料金を大幅に上回るような宿泊商品
- ④ 助成金額（1 人当たり 5, 0 0 0 円）を下回る宿泊料金の商品
- ⑤ 客室 1 室あたり、複数の予約者が利用する宿泊商品
※客室 1 室あたり、同一の家族・グループのみでの利用とする
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症予防対策を目的としたガイドライン等に基づく適切な感染症予防
対策が徹底されていない宿泊商品
- ⑦ 沖縄県が実施する「沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー（RICCA）」（シーサーステッカ

ー・R I C C A QRコード付き)を取得していない施設、事業者のサービスを組み込んだ宿泊商品

- ⑧ 予約はされたが、キャンセルされた場合(無断の場合も含む)
- ⑨ その他運営事務局が不相当と認めるもの

・**宿泊施設の責務**

- ① 本事業における運営事務局(観光協会)且つOTAからの実績報告(宿泊施設名、宿泊室数、宿泊人数、販売金額等)の協力を妨げないこと。
- ② 宿泊者に対し、PCR検査陰性証明又は新型コロナワクチン2回接種証明の確認を行うこと
- ③ 地域観光券の引換証をチェックイン時に必ず渡すこと。(チェックイン前の配布は禁止)
- ④ 地域観光券の引換証は助成対象となる宿泊者1人につき1枚渡すこと。
- ⑤ 地域観光券の引換証に記載の入力コードを宿泊者の記録に必ず記載すること。
- ⑥ 地域観光券引換証の盗難、紛失、滅失又は偽造、変造、模造等に対して、発行者及び運営事務局は責を負わない。(引換証の再発行は致しません)
※観光券引換証の盗難、紛失、滅失等については、宿泊施設に対し損害賠償責任が発生する
場合がある。
- ⑦ 地域観光券引換証の管理業務に対する協力を妨げないこと
[OTAから運営事務局(観光協会)への実績報告を許可すること]
- ⑧ 事業者が要領の規定に違反する行為が認められた場合は、事業の登録を取り消し及び損害賠償を請求することがある。

※責務の③～⑦については地域観光券事業の要領を参照すること

3. 事業加盟施設登録

※OTA(指定事業者)に加盟済の施設は、事業申請後、そのOTAから商品設定の依頼がある。

・施設登録募集開始期日

令和3年10月4日(金)～令和3年12月24日(金)

・加盟料

無料(但し、申請書類準備等に係る費用は事業者負担)

・加盟店舗登録申請

申請書類

1) 運営事務局(観光協会)に提出(下記書類①は本事業専用HPよりダウンロード)

① 登録申請書・誓約書 7515キャンペーン事業者HP <https://www.7515.jp/jigyousya>

② 「沖縄県感染防止対策認証制度」(施設名と認証番号が確認できる書類)の写し
沖縄県感染防止対策認証制度HP

<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/kansen/taisaku/okininsho.html>

2) OTAに提出(指定事業者未登録事業者のみ/事業受付開始前からの登録申請可能)

③OTA(指定事業者: **じゃらん net**)にご確認下さい

<https://www.jalan.net/jalan/doc/howto/10sankaku.html>

・申請方法

申請資料(①・②)は運営事務局(観光協会)にメールにて提出すること

申請資料 (③) は OTA に提出すること

・運営事務局連絡先

名護市観光産業支援事業運営事務局 (名護市観光協会内)

名護市大中1-19-24 名護市産業支援センター1階

TEL: 0980-53-7755

Mail: 7515nagoiko@gmail.com

※平日の10時~17時にて対応

※土日祝、年末年始(12/29~1/3)は休み

4. フローチャート

●OTA 連動宿泊事業者等応援事業

